# 協会けんぽ (医療分) の2024(令和6)年度決算を足元とした 収支見通し (2025(令和7)年9月試算) について (概要)

# 目次

0	試算の趣旨	2
1.	2024年度の協会けんぽの決算について	3
2.	収支見通しの前提	4
3.	2027年度以降の伸び率の前提	6
(1)	)総報酬額及び保険給付費の伸び率	6
	① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提	6
	② 幅を持った試算の前提	11
(2)	)被保険者数等の伸び率	14
4.	現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提	16
5.	今後10年間のごく粗い試算	20

#### ○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算注を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しする。
  - 注) 2025 (令和7) 年7月4日公表
- 加えて、今後の保険料率について、より中長期的な視点を踏まえてご 検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算も併せてお示しする。

## 1. 2024年度の協会けんぽの決算について (2025年7月4日公表 7月24日第136回運営委員会資料1-3より抜粋)

## 協会けんぽの2024年度の収支【医療分】

(億円)

	保険料収入	106, 490			
収 入	国庫補助等	11, 690			
入	その他	346			
	計	118, 525			
	保険給付費	72, 552			
	前期高齢者納付金	12, 863			
   支   出	後期高齢者支援金	23, 332			
出	退職者給付拠出金	0			
	その他	3, 193			
	計	111, 939			
	単年度収支差				
	準備金残高				
	保険料率	10.0%			

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

#### 2. 収支見通しの前提

- (1) 2025 (令和7) 年度及び2026 (令和8) 年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、国における2026年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定注1)した。
  - 注1) 賃金上昇率:2025年度1.7%、2026年度1.6% 加入者一人当たり医療給付費の伸び率:2025年度1.0%、2026年度1.6% 被保険者数の伸び率:2025年度1.5%、2026年度0.4%

- (2) 2027(令和9)年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
  - 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
  - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く(低く)なれば医療費の伸び率も上振れ(下振れ)する可能性が高い」という考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

#### 2. 収支見通しの前提 (続き)

(3) 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号) 注2)による被用者保険の適用拡大の影響及び「保健事業の一層の推進」(人間ドックに対する補助の実施等)にかかる費用を試算に織り込んだ。

#### 注2) 主な改正の概要

- ・短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を2027(令和9)年10月1日から2035(令和17)年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2027年度以降の**賃金上昇率**については、協会における**実績に基づき**以下の3通りをおく。

具体的には、協会における**直近10年の標準報酬月額の伸び率平均をケース**  $\square$  (昨年度のケース  $\square$  に相当) とし、**直近10年実績平均の2倍をケース**  $\square$  (昨年度と同様)、ケース  $\square$  とケース  $\square$  の概ね中間をケース  $\square$  として設定する。

#### 表 1. 賃金上昇率の前提(2027年度以降)

ケース	賃金上昇率
ケースI	1.8%4)
ケースⅡ	$1.4\%^{5)}$
ケースⅢ	$0.9\%^{3)}$

- 注3) 平均標準報酬月額の増減率の2015 (平成27) 年度~2024 (令和6) 年度の10年平均(2016年4月の標準報酬月額の上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く)。
- 注4) ケースⅢ(直近10年実績平均0.9%) の2倍となるように1.8%と設定。
- 注5) ケース I とケースⅢの概ね中間をケースⅡとして1.4%を設定。

## (参考) 平均標準報酬月額の推移

年度	平均標準 報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの	
2015	280, 521円	0.9%	0.9%	
2016	283, 550円	1.1%	$0.6\%$ $^{6)}$	
2017	285, 315円	0.6%	0.6%	
2018	288,770円	1.2%	1.2%	
2019	290, 748円	0.7%	0.7%	直近10年平均
2020	290, 305円	<b>▲</b> 0.2%	<b>▲</b> 0.2%	0.9% (上限改定・適用拡大の影響除く)
2021	292,677円	0.8%	0.8%	
2022	298, 627円	2.0%	$1.6\%$ $^{7)}$	<b>本に4年取</b> り
2023	304, 484円	2.0%	1. 5% <sup>7)</sup>	直近4年平均 1.4%
2024	309, 426円	1.6%	1.6%	(適用拡大の影響除く)

注6) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注7) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合の もの。

#### (参考) 賃金等の伸び率の状況(各種調査による違い)

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の対前年同月比伸び率や毎月勤労統計調査は、退職・採用の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争(連合)」や「中小企業の賃金改定に関する調査(日本商工会議所・ 東京商工会議所)」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には多くの小規模事業所が 含まれること等から、単純には比較できない。

		春季貨	<b>賃上げ状況</b>		協会けんぽ 平均	匀標準報酬月額	厚生労働省 毎月勤労統計調査			
	連合**1	<b>※</b> 2	日本商工会議 東京商工会議		コホート <sup>※4</sup> 2024年9月	全被保険者 <sup>※4</sup> 2024年9月	4月分(確報)			
<u></u>	(99人以下)	3.98%	(正社員20人以下)	3.34%	3.2%	1.8%	(常用雇用労働者5~29人)	1.7%		
調 0	(299人以下)	4. 45%	(正社員全体)	3.62%	J. 2 /º	1.00	(常用雇用労働者5人以上)	2.1%		
調査結果	(300人以上)	5. 19%				※2024年度平均				
果 4 年)	(全体)	5. 10%				1.6%				
<u></u>	(99人以下)	4. 36%	(正社員20人以下)	3. 54%			(常用雇用労働者5~29人)	1.8%		
調 0	(299人以下)	4. 65%	(正社員全体)	4.03%			(常用雇用労働者5人以上)	2.6%		
調査結果	(300人以上)	5. 33%			_	_				
年)	(全体)	5. 25%								
	組合員を対象。同一労働者の前年と当年の賃金比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含		合員を対象。同一労働 中小企業において前年4月と の前年と当年の賃金比 当年4月の両期間に在籍、か ベースアップ、定期 つ雇用形態や労働時間の変更 合を含み、残業代を含 がない従業員の賃金の比較。 ない。平均賃金方式。 ベースアップ、定期昇給を含		て前年同月に共通し て加入している被保 険者」を集計対象と	新規加入者・喪失者 を含めた被保険者全 体の対前年同月比伸 び率	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·与等)の  であり、		
			同一労働者のと	七較		構成変化(入野	職、離職等)の影響を含む比 ・	較		

<sup>※1</sup> 連合「2024春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2024年7月3日)

<sup>※2</sup> 連合「2025春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2025年7月3日)

<sup>※3</sup> 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」(2024年6月5日、2025年6月4日)

<sup>※4 4</sup>月から6月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較

- 3. 2027年度以降の伸び率の前提
- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提(続き)

医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、診療報酬の改定年度もその谷間の年度も同回数含む、2019~2024年度までの直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均(実績)を使用する。なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均(実績)は後期高齢者支援金の試算において使用する。

#### 表 2. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

75歳未満	75歳以上
2.8%	0.6%

(参考) 2019~2024年度の1人当たり医療費の伸び率(協会けんぽ、後期高齢者)

年度	1		後期高齢者							
2019	2.5%		1.4%							
2020	<b>▲</b> 2.8%	2018年度に対する 2024年度の伸び	▲3.4%	2018年度に対する 2024年度の伸び						
2021	7.9%	(1年あたり平均)	2.1%	(1年あたり平均)						
2022	5.1%	<b>−</b> 2.8%	1.7%	0.6%9)						
2023	3.0%		0.9%							
2024	1.3% _		0.9%8)_							

注8) 第136回全国健康保険協会運営委員会(令和7年7月24日開催)資料2においては、2024年度の後期高齢者の医療費の伸び率の実績がまだ公表されていなかったため、協会において推計した伸び率(0.7%)としていたが、実績値に置き換えている。

注9) 2024年度の実績を反映させたことに伴い、第136回全国健康保険協会運営委員会 資料 2 において示した伸び率 (0.5%) から見直しを行った。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率 (続き)

#### ② 幅を持った試算の前提

さらに幅を持った機械的試算の前提として、賃金上昇率、医療給付費について、それぞれ複数の伸び率を設定する。

## (ア) 賃金上昇率の幅を勘案した試算の前提

直近4年の高い賃金上昇率を踏まえて、直近10年実績平均の2倍としたケースIよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の実績平均(0.9%)と直近4年の実績平均(1.4%)の差の+0.5%を「構造変化相当分」としてケースIの伸び率に加えた「2.3%」を「ケースA」として設定する(考え方は昨年度と同様)。また、あわせて標準報酬月額が全く伸びない「ケースB」を設定する(昨年度のケースⅢに相当)。

#### 表3. 賃金上昇率の前提②(2027年度以降)

ケース	賃金上昇率
ケースA	2. 3%
ケース I	1.8%
ケースⅡ	1.4%
ケースⅢ	0.9%
ケースB	0.0%

- 3. 2027年度以降の伸び率の前提
- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ② 幅を持った試算の前提(続き)
- (イ) 医療給付費の幅を勘案した試算の前提

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」ことを踏まえた機械的な前提として、賃金上昇率の5つのパターン(ケース  $I \sim III$ 、ケース A、ケース B)と実績を踏まえた1人当たり医療給付費の伸び率(2.8%)との差が同程度となるよう、1人当たり医療給付費の伸び率を幅を持って設定する(考え方は昨年度と同様)。

※ 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2025 (2025年6月13日閣議決定)においては、以下のような 記述がある。

(p38-39 「2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (1)全世代型社会保障の構築」より抜粋)

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

#### ③ その他

現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する(考え方は昨年度と同様)。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

#### (2) 被保険者数等の伸び率

2027年度以降の被保険者数等については、将来推計人口注10)の出生中位(死亡中位)を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

注10) 2023年4月26日 国立社会保障・人口問題研究所

#### (参考) 合計特殊出生率

	実	績
	2023年	2024年
合計特殊出生率	1.20	1. 15

将来推計人口の仮定値(2024年) 注11)									
出生高位	出生中位	出生低位							
1. 43	1. 27	1. 12							

注11) 将来推計人口の仮定値表における2024年の合計特殊 出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位 1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

# 図1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

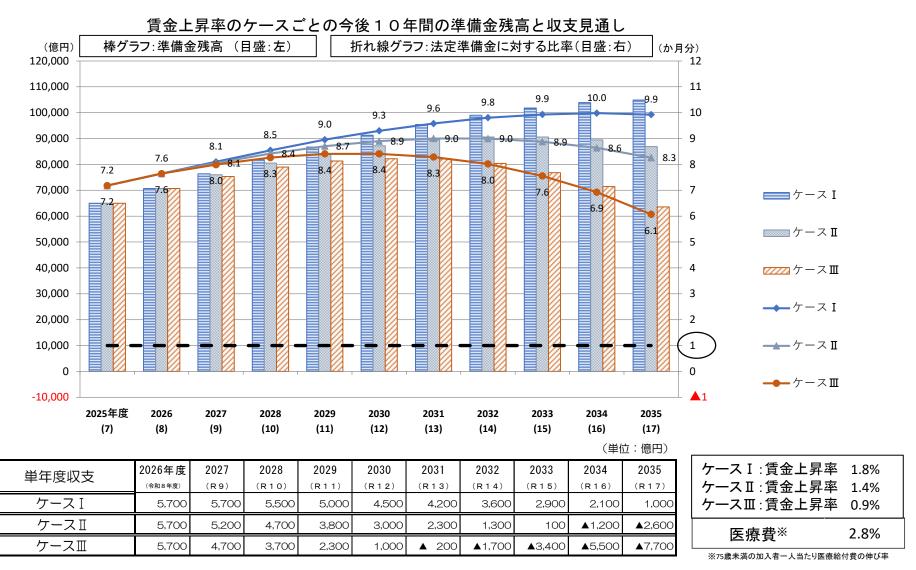
							7	'5歳未	:満-	-人当	たり国	E療給	付費	の伸び	(%	5)						
	ケーフ	ζ	0.5%	1.0%	1.4	.%	1.9	9%	2.3%~ 2.4%		2.8%		3.2%~ 3.3%		3.7%		4.2%		4.6%		5.1%	
	Α	2.3				,					A 医賃 <b>差</b>	(a) 2.8 2.3 <b>0.5</b>	医賃	(b) 3.3 2.3 <b>1.0</b>	医賃	(c) 3.7 2.3 <b>1.4</b>	医賃	(d) 4.2 2.3 <b>1.9</b>				(e) 5.1 2.3 <b>2.8</b>
賃金	I	1.8							I 医賃 <b>差</b>	a 2.3 1.8 <b>0.5</b>		b 2.8 1.8 <b>1.0</b>	賃	3.2 1.8 <b>1.4</b>	賃	d 3.7 1.8 <b>1.9</b>			I 医賃 <b>差</b>	e 4.6 1.8 <b>2.8</b>		
上昇率(	п	1.4					Ⅱ 医賃 <b>差</b>	a 1.9 1.4 <b>0.5</b>	賃	b 2.4 1.4 <b>1.0</b>	賃	c 2.8 1.4 <b>1.4</b>	賃	d 3.3 1.4 <b>1.9</b>			Ⅱ 医賃 <b>差</b>	e 4.2 1.4 <b>2.8</b>				
( % )	ш	0.9			賃	1.4	医賃	b 1.9 0.9	Ⅲ医賃	c 2.3 0.9 <b>1.4</b>	Ⅲ医賃	d 2.8 0.9			■医賃差	e 3.7 0.9 <b>2.8</b>						
	В	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 <b>差 0.5</b>	賃 0.0	賃	1.4	医賃	(d) 1.9 0.0 <b>1.9</b>			B 医賃 <mark>差</mark>	(e) 2.8 0.0 <b>2.8</b>										

※ 全試算パターンとも75歳以上の一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%とする。

医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

賃:賃金上昇率(%) 差:「医」と「賃」の差

# 4. 今後10年間のごく粗い試算 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算



注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。